

第4章



次世代育成支援 施策の展開

基本目標1 子どもが豊かな心を持ち、 健やかに育つことができる共生のまちづくり

1 子どもの健全な発育・発達を確保するために

1. 乳幼児健康診査の充実

各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。

2. 予防接種の推進

すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって病気を予防できるよう、市広報紙や乳幼児健診、乳幼児相談等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。

3. 乳幼児期の事故防止に関する啓発

各種教室、健診等でパンフレットを配布し、乳幼児の誤飲・転落・やけど等の事故防止に関する啓発を行います。

4. 歯の健康づくりの充実

各種教室、健康診査、フッ素塗布時においてむし歯予防意識の向上や食生活の改善等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

早期からむし歯予防に対する関心を持ってもらうため、1歳児親子歯科健診を実施し、歯科衛生士によるブラッシング指導やフッ素塗布を行うとともに、むし歯の早期発見・早期治療のため、1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査を実施します。

丈夫な歯をつくるため、1歳児から3歳6か月児までを対象に3か月ごとにフッ素塗布ができる機会を提供します。また、保育所・認定こども園・小学校・中学校においてフッ化物洗口ができる体制の整備を図ります。

5. 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図り、各種乳幼児健康診査等により、疾病や障がいを早期発見し、医療機関との連携により、早期治療・早期療育に努めます。

6. 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、自閉症スペクトラムなど、多様化する発達障がいに対応できるよう、心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門的な相談体制の充実を図ります。また、子どもの発達を促すため、発達支援教室を開催します。

7. 家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実

子どもの基本的な生活習慣確立に向け、各種健康診査において、生活リズムの確認を行い、規則正しい生活リズムの大切さについて知識の普及を図ります。

離乳食をスムーズに勧められるように6か月児の母親を対象に離乳食教室を開催します。

また、食物アレルギーや肥満が気になる親子を対象に、より専門的な指導や助言を行い、子どもの生涯にわたる健康増進のため、アレルギー教室や小児生活習慣病予防教室を開催します。

8. 食育の推進

子どもの心身の健全な成長を支える食生活について、「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣の確立や様々な体験活動、共食により「食」に対する感謝の理解を深めるため、「第3次島原市食育推進計画」に基づき推進します。

また、小児からの生活習慣病を予防するために学校や保育所等で提供される給食を生きた媒体として活用し、保護者への啓発を行います。

9. 育児相談

乳幼児相談事業の中で子どもの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

2 子どもが安心できる親子関係を築くために

1. 子どもが安心できる親子関係を築くことの大切さの啓発

各種子育て教室・講演の場で、親と子がコミュニケーションを図り、子どもが安心できる親子関係を築くことの大切さを啓発します。

また、乳幼児健康診査や各種教室、親子のつどいの場など親子の集まりの場で、成長に合わせた抱っこなど、乳幼児期のスキンシップの大切さを伝えていきます。

2. 親子のふれあいの場の提供

子育て支援センターの各種行事・育児サークル・わくわく交流会など、親子のふれあいの場と、親子ふれあいキャンプや各種スポーツ大会等、親子で参加できる体験活動の場を提供します。

3 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために

1. 教育内容の充実

児童生徒に「生きる力」を育むことを目指して、地域の特性を生かした教育活動を展開し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力などを磨きます。

また、少人数指導の実施など、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む態度を養います。

さらに、教職員に対する各種研修を適宜、適切に開催することによって、教職員の資質の向上を図ります。

2. 体験的な学習機会の拡充

特別活動や総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等においても、体験的な活動をできるだけ取り入れるよう努めます。

また、児童生徒一人一人が自らの生き方について考え、夢を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、事業所及び行政機関の連携・協力のもとに小学校での体験学習、中学校での職場体験活動を行います。

3. 児童会や生徒会活動等の充実

児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

4. 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

学校評議員をはじめ、学校支援会議等における保護者や地域の方々からの学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校改善に役立てます。

また、学校公開の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めます。

5. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

子どもの「豊かな心」「健やかな身体」を養うとともに、冒険心やチャレンジ心を育てるうえで、遊びや自然体験はたいへん効果的であるため、事故防止に十分配慮しながら、遊びや自然体験の機会をできるだけ増やすよう努めます。そのため、児童館や地区公民館等を子どもの遊び場として開放するとともに、市内の教育・文化施設で多様な体験活動の機会を提供します。

また、週末余暇活動等で、子どもと家族の交流を図り、親子の相互理解やふれあいを促進します。

6. 子ども会活動の活性化

少子化等に伴い、単一子ども会での活動が困難になっているため、「島原市子ども会育成連絡協議会」と連携し、近隣の子ども会同士や小学校区単位での活動を増やしたり、子どもまつりなど、日頃馴染みの少ない地域の大人と子どもたちが交流を図れるようなイベントを開催することにより、子ども会活動の活性化を図ります。

7. 子どもと親に向けたイベントや地域活動の情報提供

市及び近隣市で開催されるイベントや地域活動への子どもの参加を促進するため、子ども向けの情報紙、市の広報紙やホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。

8. ボランティア活動への参加促進

子ども自身が社会の一員としての自覚を持ち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できる大人や仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。

9. 地域への愛着を高める活動の促進

郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、子どもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

10. 読書活動の推進

ブックスタート事業で、子どもと絵本との出会いを支援するとともに、大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣を育むよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。

また、保育所、認定こども園、学校等における子どもの読書活動を支援するために、図書館・公民館等の各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、

絵本の読み聞かせなどを行っている市内の民間団体、ボランティアとも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。

さらに、小学校では、読み聞かせや図書の紹介や図書館の環境整備などにより、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、「朝の読書」や各自の読書目標を立てさせる取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指します。

4 子どもの人権を守るために

1. 子どもの人権に関する市民意識の啓発

「児童の権利に関する条約」の理念を現実のものとするため、その理念・内容の普及に努め、子どもの人権に関する市民意識の高揚を図ります。

また、児童虐待問題に対する家庭や地域、学校など社会全般の関心と理解を深めるため、毎年11月の児童虐待防止推進月間において「オレンジリボン運動」を実施するなど、様々な広報・啓発活動を推進し、市民の意識啓発に努めます。

2. 児童虐待の予防及び早期発見

乳幼児健診時等の育児相談体制の充実や育児サークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、ハイリスク家庭等を対象とした訪問活動等を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

3. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に対し、医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される「島原市要保護児童対策地域協議会」での活動を充実するとともに、実務者会議での情報交換や個別ケース会議での対応策の検討など、組織的かつ専門的対応の徹底と協議会内での連携強化を図ります。

また、研修会等により、児童虐待防止に向けての関係者の資質向上に努めます。

4. いじめの解消

児童生徒一人一人を大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの根絶に向けて全力で取り組みます。

5. 子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

いじめ・不登校には心のケアが必要なため、いじめ・不登校に積極的に関わる生徒指導相談員、心の教室相談員、スクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、児童生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。

6. 不登校児童生徒への対応の充実

島原市適応指導教室「ひまわり」における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。

家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、相談員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、学校への復帰を支援します。

7. 被害に遭った子どもの保護の推進

児童相談所（長崎県の場合「こども・女性・障害者支援センター」）等の専門機関と連携し、心のケアによる立ち直りを支援していくとともに、「島原市要保護児童対策地域協議会」における関係機関の協力により、児童が所属する学校・園等の関係者とも連携しながら児童を見守るなど、虐待の再発を防止し、虐待を受けた子どもと家族の自立に向けた長期的な支援に努めます。

また、子どもたちの立ち直りの各段階において、切れ目のない継続的な支援を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日公布）」に鑑み、関係機関と連携した対応を検討します。

5 どんな子どもでも社会から孤立せず、 一人一人の能力を最大限に伸ばすために

1. 障がい児理解のための啓発

障がいのある子どもやその家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、市広報紙や、子どもまつりなどのイベントを利用した啓発・広報活動を継続的に行うなど、多様化する障がいと障がいのある子どもに対する理解を深めるための啓発を行います。

2. 療育相談支援体制の充実

こころやからだの発達の偏りや遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう各種乳幼児健康診査等を通じて、保健、医療、福祉、教育の各機関との情報の共有化や連携を図ります。

市保健センターや市自立支援協議会こども部会等の障害児支援関係機関と連携し、障がいに対する気づきから障がい受容、療育を経て就学に至るまでの一貫した総合的な支援に努めます。

3. 障がい児保育等の充実

可能な限り保護者の望む保育所や認定こども園での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

また、放課後児童クラブにおいても障がいのある子どもの受け入れを促進するため、児童クラブ指導員を対象とした研修等により指導員の育成に努めます。

4. 教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。

5. 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を図ります。

また、教職員の資質向上のため、特別支援教育コーディネーターの研修等を一層充実させ、障がい種別の多様化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

6. 交流学習等の推進

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流学習や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

7. 心身障がい児とその家族に対する支援の充実

心身障がい児やその養育者に対し、手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。

また、在宅心身障がい児に対するホームヘルプサービスやショートステイ等、在宅福祉サービスの充実を図ります。

8. 育児相談

乳幼児相談事業や家庭訪問により、発達の偏りや遅れ、障がいのある子どもや在宅で医療的ケアを必要とする子どもの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

9. 障害児通所支援事業

障がい児が、障がい特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、サービス提供事業所との連携強化に努めます。

また、年齢に応じた重層的な支援を継続して受けられる体制の確立を目指し、関係する機関等との連携強化に努めます。

10. 関係機関との連携による要保護児童への支援

特別な支援を要する子どもに関する様々な対応について、児童相談所などの関係機関と連携して、子どもの状況や発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

◆基本目標1に関する評価指標と目標

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児) (3歳児)	96.1% 95.5%	96.5% 96.0%
むし歯がない3歳児の割合	81.0%	85.0%
2歳までに※MR1期の接種をしている子どもの割合	91.4%	95.0%
就学前までに※MR2期の接種をしている子どもの割合	89.0%	95.0%
子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	96.6% 94.9%	100.0% 100.0%
「いじめ」について家庭で話し合うことがある割合 (小学生の保護者)	81.7%	90.0%

※ 麻疹(はしか)と風しん混合ワクチン



基本目標2 すべての家庭が安心とゆとりを持って、 子どもを生み育てることができるまちづくり

1 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために

1. 母子健康手帳の交付と妊婦健康診査の受診勧奨

母子健康手帳の交付時に助産師または保健師が妊婦相談を行うとともに、妊婦健康診査受診票を14回分交付し、定期的に健診を受けるように勧奨します。

2. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊婦相談等を通して、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

3. 喫煙に関する知識の普及と禁煙・分煙の推進

妊婦相談時に喫煙状況を把握し、たばこと喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

4. 子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実

福祉事務所家庭児童相談室での相談支援はもとより、乳幼児相談、離乳食教室など母子保健事業としての各種相談・教室や、子育て支援センターにおける子育て相談・子育て講座等の充実を図り、子育ての相談や情報提供・学習の場の充実に努めます。

5. 産前産後ママサポート・産後ケア事業の推進

出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援する体制を構築するために、出産前2か月から子どもが1歳を経過する日までの期間にある産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う者（産前産後ママサポーター）を派遣する事業を推進し、併せて、利用料の軽減を図ります。

また、産後4か月未満で家族から十分な育児の援助を受けられない人に、産婦人科医院での宿泊やデイサービス、助産師の訪問により心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう支援します。

6. 子育ての仲間づくりの促進

育児サークルのPRを行うとともに、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。

出産後、育児を通しての仲間づくりを早い段階から支援するため、2か月児を持つ母親を対象とした子育てサロンを実施しており、同じ月齢の子どもを持つ母親同士の不安解消の場となる等、仲間づくりの促進を図ります。

また、子育て支援センターでの各種行事を利用して、子育ての仲間づくりができるよう、その援助・促進を図ります。

7. 家庭教育プログラムの推進

子育てに不安や負担を感じている家庭が増加していることに対応するため、「家庭教育プログラム」を実施し、親が持つ子育ての力を強め、子どもが健康に育っていくことを目指します。

そのため、家庭教育プログラムを実施することができる「ファシリテーター（進行・促進役）」の人材を養成し、その後、在宅で子育てをしている保護者を対象にこのプログラムを実施します。併せて、子育ての仲間づくりを支援します。

8. 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。

9. ホームページやガイドブック等の充実

子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市のホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、育児情報誌「どーなっつ」など、各種情報誌の充実を図ります。

10. 小児時間外診療事業の実施

小児の急病及び事故等の緊急時に対応できるよう医師会等関係機関との連携を図り、小児時間外診療事業の実施に努めます。

また、県の「小児救急電話相談センター」の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。

11. 各種手当等の支給

各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

12. 福祉医療費の助成

小学校就学前までの乳幼児、小学生及び中学生に対し自己負担分の助成を行い、保護者の経済的負担軽減を図ります。

13. 保育料の負担軽減

市独自に推進している「すこやか子育て支援事業」により、第2子以降が保育所や認定こども園等に入園している場合の保育料について、全額軽減を行います。

14. すこやか赤ちゃん券の交付（すこやか赤ちゃん支援事業）

市内に居住し乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からのおむつや粉ミルク等育児用品の購入費用を助成することで、子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを生み育てられる環境の向上を図ります。

15. 奨学金の貸し付け

向学心があるにもかかわらず、家庭の経済的理由により就学が困難な人には、奨学金の貸し付けと情報提供を行い、就学支援を行います。

16. 特定不妊治療及び不育治療に対する助成

不妊・不育に悩む夫婦を支援するため特定不妊治療費助成事業及び不育治療費助成事業を実施します。

17. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

すべての乳児（生後4か月まで）がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることで、子どもの健やかな育成を図ります。

18. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

2 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

地域の保育ニーズを把握し、必要に応じて保育所定員の見直しを検討します。

延長保育については、今後、現状の延長時間を超える延長に対する需要が増える可能性があるため、必要に応じて保育時間のさらなる延長を検討します。

また、様々な事情により一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所や認定こども園で児童を一時的に保育する一時預かり事業を推進します。

2. 放課後児童対策の充実

共働き家庭などの児童を対象とした「放課後児童クラブ」による学童保育と、自主的な学びの習慣を身に付けさせるために全ての小中学校で実施している「放課後子ども教室」の連携による放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

実施に当たっては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取り組みや学校の余裕教室の活用を検討するほか、様々な知識と経験を有する地域の人材を活用した活動の拡充などに取り組みます。

3. 病児・病後児保育、休日保育などの充実

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、地域バランスを考慮しながら、病児・病後児保育や休日保育の充実を図ります。

4. 保育実践の改善・向上

国の「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、保育士等の職員や保育所の自己評価を推進し、保育の成果の検証とその客観性・透明性の確保に努めます。

5. 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

子育て中の保護者の多数参加に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。また、そのために必要となる託児ボランティアの養成を図ります。

6. 認定こども園の設置

子どもたちの健やかな成長が図られるよう、教育と保育の提供機能を備え、かつ保護者の子育て支援を行う認定こども園を設置します。

なお、保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を把握して実施します。

7. 保育所施設及び環境の整備

保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しや保育施設の整備を検討するとともに、老朽化した保育所等の移転、改築を計画的に進め、保育環境の整備に努めます。

8. 幼稚園教諭・保育士等の資質向上

現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設ごと、または機関ごとで開催されていますが、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に向けて、共同による、より多くの研修機会が確保できるよう、市が主体となり機関の連携に努めます。

9. 保育施設の危機管理に対応した整備

火災への対応、部外者の進入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進します。

3 家族で協力して子育てをするために

1. 男性の育児への積極的参加の促進

妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布し、男性の育児への積極的参加を促進します。

2. 男女共同参画意識の啓発

家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

3. 祖父母に対する啓発

祖父母にも広報紙等で最近の子育て事情を伝えながら、子育て経験を生かせる育児方法等を啓発します。

4 ひとり親家庭の生活の安定を図るために

1. ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実

民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、母子・父子自立支援員や家庭児童相談室等で、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。

2. ひとり親家庭に対する生活支援の充実

ひとり親家庭が修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活支援を行います。

また、児童の福祉を目的に、経済的・精神的に不安定な母子家庭の母親とその子どもに対し、安心して生活をしていくことができるように、自立促進のための生活支援を行います。

3. ひとり親家庭に対する就業支援の充実

母子家庭の母又は父子家庭の父が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給します。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために養成期間で修業する場合、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金等の負担を考慮し、高等職業訓練終了支援給付金を支給します。

4. ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実

母子家庭等のひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、ひとり親家庭の自立を促進するために児童扶養手当を支給します。

また、ひとり親家庭の親及び子どもや、父母のいない子ども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

◆基本目標2に関する評価指標と目標

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
妊娠11週以内での妊娠の届け出率	95.1%	98.0%
子育てを楽しんでいる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	72.4% 62.7%	80.0% 80.0%
子育てをする上で、「経済的な負担を感じるこ とがある」と回答した保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	20.3% 20.5%	20.0% 20.0%



基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

1 地域の子育て支援体制を充実させるために

1. 地域情報提供体制の整備・充実

子育て支援室において、専任の保育士が保健師と連携し、児童福祉と母子保健の枠を超えた妊娠から小学校就学前までの子育てに係る一貫した相談・子育て支援を実施します。また、子育て支援室を中心に地域子育て支援センターを情報提供の拠点とし、各保育所、幼稚園、学校、公民館等と連携を取りながら、子育てに係る情報提供体制の整備・充実を図ります。

2. 子育て支援ネットワークの推進

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。

3. 地域の交流ができる場の拡充

保育所や幼稚園、学校をはじめとする施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地区公民館についても、町内会・自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。

また、保育所や幼稚園等において、高齢者とのふれあいができる行事等を計画します。

4. 子ども会や育児サークルの活動支援

子ども会や育児サークルの活動を支援し、地域の人々との交流につなげます。

5. ココロねっこ運動の推進

子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動である「ココロねっこ運動」を支援するとともに、地域ぐるみで子どもを健全に育てるため、「しまばら家庭教育三三七拍子」の周知に努めます。

また、長崎っ子を育む県民会議によって検討され、ココロねっこ運動を各分野で実践するための具体的な取り組みをまとめた「長崎っ子を育む行動指針」の普及啓発に努めます。

6. 地域子育て支援拠点事業

市内7か所で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図っていきます。

7. ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を島原市ファミリーサポートセンター（市こども課）で行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

8. 地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発

地域の様々な団体や市民が連携して、地域社会全体で子育てを支援していくよう、子育てに関わる地域活動の紹介等を通じて、地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発に努めます。

2 子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備するために

1. 育児休業制度活用促進の啓発

企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関する各種支援制度などを企業にPRし、その活用を促進します。

また、雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる職場環境づくりの推進に努めます。

2. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる職場環境づくりに対する理解・協力を求めています。

また、行動計画について、公表と従業員への周知が義務となっている、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、次世代育成支援対策推進法の内容周知を図ります。

3. 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

3 子どもや子ども連れにやさしいまちにするために

1. 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

2. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

3. 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発

子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。

4 子どもを事故や犯罪等から守るために

1. 子どもが安全に遊べる公園等の整備

地域の利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を推進します。

2. 安全な通学路の確保

関係団体と連携し通学路点検を行い、通学路の整備を推進し、安全な通学路の確保に努めます。

また、子ども110番の家の周知と定期的な見直しを図ります。

3. 地域ぐるみによる交通安全指導の推進

市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

4. 地域ぐるみで見守るセーフティネットづくり

子どもの安全や健全育成のために、PTA、自治会、商工会など、より多くの団体が連携して「地域で子どもを見守り育てる活動」を展開し、地域コミュニティによるセーフティネットづくりを推進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。

5. 子どもを取り巻く有害環境対策の充実

性や暴力等に関する過激な情報を内容とするメディア（雑誌、ビデオ、コンピュータソフトウェア、インターネット、スマートフォンなど）は、子どもの健全な成長の妨げとなるため、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の連携・協力のもとに、環境浄化活動や啓発活動に取り組みます。

◆基本目標3に関する評価指標と目標

評 価 指 標	平成 30 年度 実績値	令和6年度 目標値
島原市は子育てしやすいと思う保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	74.0% 71.8%	80.0% 80.0%
※育児休業取得率 (就学前児童の父親) (就学前児童の母親)	1.6% 73.2%	3.0% 80.0%
最近の子どもを取り巻く環境の変化について「交通事故や犯罪など危険になった」と感じる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	60.7% 54.3%	40.0% 40.0%

※アンケート調査結果(働いていた保護者のうち、育児休業を「取得した」と回答した人の割合)

基本目標4 心身ともに健やかに思春期をおくり、次代の親として人間性を高めることができるまちづくり

1 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために

1. 生命の大切さに関する教育の推進

自然とのふれあいや観察を通して、生命のすばらしさを学ばせるとともに、生命がかけがえのない存在であることに気づかせ、自他の生命を尊重する態度を養います。

2. 乳幼児や乳幼児親子とのふれあい体験の推進

生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、児童生徒を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習の機会を増やします。

3. 学校における性教育等の充実

子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけます。

中学校から高校にかけては、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、望まない妊娠を防ぐための避妊教育や、性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。

4. 性感染症の情報提供と予防の啓発

エイズなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。

5. 学校における健康教育の充実

学校における保健学習や学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活をおくるための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。

6. 思春期相談の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関、児童相談所等関係機関の連携強化を図ります。

7. 青少年の非行防止と有害環境の浄化

少年センター補導員による巡回パトロールで青少年の不良行為を防止するとともに、有害図書の回収など、有害環境の浄化に努めます。

2 社会の一員として自立できる資質を養うために

1. 子どもの豊かな人間関係づくりと自立促進に向けたキャリア教育の充実

子どもが社会の仕組みを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚を持って自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実させます。特に、職場見学や職場体験活動は、社会の仕組みを知り、勤労について考えさせる上で効果的なので、これらの体験活動を充実させます。

2. 情報教育の充実

情報化社会が益々進展する中、児童生徒の「生きる力」の重要な要素である情報活用能力の確実な育成に努めます。

また、情報化の影の部分、すなわちインターネットを通じた誹謗中傷、いじめ、有害情報、個人情報流出、犯罪等に巻き込まれないため、学校、家庭、関係機関等が連携をとりながら対策を講じるとともに、児童生徒の情報モラル及び情報への責任を育むために、発達段階に応じた適切な指導を行います。

3. 青少年の社会参加の促進

家庭や地域団体と協力して、子どものボランティア活動や地域活動への参加を促進します。

また、子どもの意見を尊重し、青少年の健全育成や地域づくりに子どもの意見を反映する機会の充実を図ります。

4. 社会生活を営む上で困難を有する青少年に対する支援

小・中・高の不登校の児童生徒やニート、引きこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対し、関係機関と連携して、成長過程において切れ目なく継続的に支援するための取り組みを、国や県などの動向を踏まえながら検討します。

◆基本目標4に関する評価指標と目標

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
スクールカウンセラーの配置数	7人	8人